

議案第27号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員	日額	5,700円	〃
-----------	----	--------	---

」

を

「

都市計画審議会	委員	日額	5,700円	〃
	臨時委員	日額	5,700円	〃
	専門委員	日額	5,700円	〃

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町立地適正化計画を策定するにあたり、基山町都市計画審議会設置条例（昭和45年条例第15号）第4条に規定する専門委員で専門部会を設置するため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和元年9月13日原案可決